



Title	日台家族法における姓の意義をめぐって [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	黄, 淨愉
Issue Date	2013-12-25
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/54636">http://hdl.handle.net/2115/54636</a>
Rights(URL)	<a href="http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/">http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/</a>
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Chingyu_Hwang_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学 位 論 文 題 名

日台家族法における姓の意義をめぐって

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

1 問題意識

日本民法 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定する。いずれの氏を称するかは協議によるものとはいえ、96%の夫婦は夫の氏を「選択」している。この夫婦同氏の強制は、生活上の不便を来すだけでなく、対等な夫婦関係を築きにくくし、さらには個人的人格権を侵害し、婚姻の自由を阻害しているとの指摘がある。選択的夫婦別氏制の意義は、夫婦の氏を自ら決定するという自己決定を尊重するとともに、同じ氏を名乗る家族のみが家族であるという意識を払拭することによって、家族の多様性を尊重することにある。ところが、選択的夫婦別氏制の導入は 1996 年に提起されて以来、未だに実現されていない。それに対し、台湾では婚姻後、夫婦の一方が他方の姓を自己の姓名に前置するという〔冠姓〕制があるが、1998 年の民法改正において夫婦別姓の原則に取って代えられた。

そこで、本稿では、台湾における法改正の背景や内容を検討することによって、日本の選択的夫婦別氏制をめぐる民法改正に関して有益な示唆を提示すると同時に、両国における文化や社会の相違の所以を分析し、それぞれの姓の意義の変遷、並びに家族形成における自由化の実態を把握することを目的とする。

2 姓の伝統的意義

伝統中国では、姓は男系血統（宗）の表徴であり、男系血統の純粹さを維持するために、同姓不婚と異姓不養の原則が生まれた。婚姻の目的は、妻が夫の家に入り、夫婦ともに夫の宗の連綿のために息子を残すことにあった。したがって、男性は一生姓を変えず父の宗の一部を構成しているが、女性は出生によって父の宗に属し父の姓を取得しながらも婚姻によってさらに夫の姓を取得し、夫の宗に入ることを外部に示さなければならない。すなわち冠姓は、女性はただ宗の承継のための道具にすぎないことを意味する。

それに対し、日本の氏は家、端的にいえば戸籍の「表札」である。家は長男の単独承継とされているが、息子がいなければ婿養子を迎えることとなり、有能な婿養子は家名や家業の維持に役に立つものと考えられている。伝統中国における血縁重視および日本の家制度の下での能力主義が対照的であるものの、いずれも家族制度の成立は国家統治に資するという家族国家観によって

支えられていた。ただし、宗族の長である皇帝はほかの宗族に権力を奪われる危険に晒されているのに対し、日本の天皇は氏のない神様なので、革命はそもそも不可能とされている。

### 3 姓の法的意義

明治民法も中華民法も、西洋勢力の東進によってやむを得ずに制定された経緯をもつ。だが、富国強兵という政治的目的が明かである家制度に比べ、中華民法は漢民族（宗）の永続と繁栄に重点を置いてきた。台湾は1895年から50年間日本に統治されていたが、家制度や戸籍制度が施行されるまでには至らず、慣習尊重の方針がずっと採られていた。日本政府は、民族や伝統が全く異なる台湾本島の人々を内地人のように扱うことに対し抵抗感があり、現実的にも不可能であると見極めたのではないかと考えられる。

戦後、中華民法が台湾で施行され、日本でも憲法改正に伴い家族法が全面改正された。しかし、それぞれの宗の承継制度、家制度が法律上は廃止されたとはいえ、実際には社会に残存している。たとえば、夫婦一方の冠姓制と夫婦同氏制は、いずれも当事者に選択の機会を与えたものの、形式的平等にすぎず、選択は必ずしも個人の意思によるものではなかった。子の姓も同様であり、父の姓を称するように仕向けられている。また、台湾では子の改姓が認められなかったが、日本では家族生活共同体であることを表示するために限定的に認められている。したがって、戦後も両国における姓の法的意義は、それぞれ宗の呼称、家族生活共同体ないし家の呼称にとどまっていたと考えてよい。

その後、台湾における1985年の法改正が母方の宗の承継のためになされたものであることから、姓はまさに宗の呼称であることが強調された。しかし、1998年改正により夫婦別姓の原則が採られ、2007年改正により子の姓が父母の自由協議に任せられ、養子も本姓を維持できるようになり、さらに2010年改正により成人による自由改姓が認められた。この一連の立法趨勢から見れば、姓の法的意義はすでに個人の呼称に転換されたといっても過言ではない。わずか十数年で家族法の民主化が成し遂げられ、個人の姓に対する人格権が保障されるようになったのは、90年代からの政治的民主化、および男女平等の実現と基本的人権の保護のために、大法官会議が積極的に違憲判断を出していたことがその背景にある。

他方、日本では1976年に婚氏続称制度が追加されたが、呼称的利益が認められたにとどまる。すなわち氏の取得・喪失が必ず身分変動に従うことを堅持し、入籍・除籍という戸籍原理に連動させている。あえて氏を「民法上の氏」と「呼称上の氏」に分けること、届出制を全面にすることからもわかるように、日本法では戸籍制度の支配力が強い。氏の家的性格が微塵も変わらず、個人は依然として観念的な家に束縛されている。

### 4 姓の現実的意義

台湾では改正後、嫡出子の98%が依然として父の姓を称している。しかし、「父方の宗のため(35%)」というより、「みんなそうしているから(70%)」が主な理由となっている。また、同姓不婚と異姓不養の慣習が消えたこと、法改正に先行し夫婦別姓が実践されたこと、さらに裁判所

が本人の意思を尊重し積極的に改姓を認めている（認容率 95%）ことは、台湾における姓が名実ともに個人の呼称となっていることを裏付けている。宗の承継のための改姓であっても、親子関係の親密さに着目して個人の帰属意識に基づいたものであるため、姓の宗的性格は、実に個人的性格に吸収されている。

一方日本でも、妻が夫の氏を称するのが「常識」、「みんなと同じ行動をとって普通が最もよい」と思われている。しかし、その背後には「家名、家業や墓を受け継いでもらいたい」「関係を維持したい」「婿養子と思われるのは体裁が悪い」「氏が変わらないことを前提にベストな名前を付けたから」など「息子思い」の理由がほとんどである。結局夫婦同氏制の下での氏は、男女を問わず、子を家へ束縛するものである。

## 5 結論

日本における夫婦別氏反対派は、別氏が家族の一体感を損なうと主張している。しかし、「好きな人と一緒にいたい（61%）」「家族を持ちたい（59%）」という婚姻したい主な理由からもわかるように、家族の一体感とは心構えの問題であり、氏によって守ることができないものである。婚外子差別に対し日本の最高裁は果敢に違憲決定を下したことを機に、夫婦同氏制の弊害は改めて検討されるだろう。夫婦別氏制が実現され、それに伴う戸籍制度の改廃が行われれば、はじめて真の家族法の民主化、並びに自由な家族形成が始まるといえよう。そのとき、以上の市民からの要望が、ようやく十分に満足されることとなる。なお、夫婦別氏によって外部からは夫婦であることを察知しにくいことに鑑み、国民身分証明書の配付が検討されるかもしれない。しかし、国民身分証明書制度には人権上の問題がありうるので、この点については慎重な考慮を要する。